全 国 書 誌 通 信 No.125

2006.11.30

国立国会図書館

アジア初の目録専門家会議

IME ICC 4 報告

原井 直子 横山 幸雄

国際目録規則に関する第 4 回 IFLA 目録専門家会議(The Fourth IFLA Meeting of Experts on an International Cataloguing Code、以下「IME ICC 4」)が、2006 年 8 月 16~18 日にソウルの韓国国立中央図書館において開催されました。バングラデシュ、カンボジア、中国、香港、インドネシア、日本、カザフスタン、韓国、マレーシア、ネパール、パキスタン、フィリピン、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、ベトナムから 61 名が招待されましたが、実際に参加できたのは 44 名で、IFLA 目録分科会 IME ICC 企画委員会からの 5 名を加え、参加者は 49 名となりました。ボランティア約 30 名の協力などにより、英語に加えて中国語、日本語、韓国語の 4 か国語については同時通訳が常時行われるという運営を背景に、アジア各国から目録専門家が結集する初めての機会となりました。なお、日本からは日本図書館協会目録委員会からの 5 名をはじめ、大学図書館を中心に 11 名が参加しました。これには、当館からの 2 名の参加者(原井、横山)も含まれています。

同会議の目的は、書誌および典拠レコードの標準化を促進することにより、世界的な目録情報の共有化を果たすことです。具体的には、1961年に定められた標目に関する国際原則である

	目	次	
アジア初の目録専門家会議	IME ICC 4	報告	
(原井 直子・横山 幸雄))		1
国立国会図書館「日本目録規則	則 1987 年版改	対訂3版」録音・映像資料	
適用細則について			4
国立国会図書館「日本目録規則	則 1987 年版改	対訂2版 第2章 図書」	
国内刊行洋図書適用細則のご	收訂について		24
国立国会図書館件名標目表(1	NDLSH)の ラ	Fキストデータの実験的提供	を
はじめました			28

「パリ原則」を、目録概念モデルとして提唱されている FRBR (書誌レコードの機能要件)の概念から見直し、時代情勢にあわせて多様な図書館資料に適合するものに拡張するとともに、標目のみならず記述にも対象範囲を拡大した新たな国際目録原則を策定することを目標としています。第1回会議(北米・欧州諸国を対象に 2003 年フランクフルト・アム・マインで開催)において「国際目録原則覚書草案」(以下「覚書草案」)が発表されて以来、第2回はブエノスアイレス(対象:中南米・カリブ海諸国)、第3回はカイロ(対象:アラビア語圏)で開催の都度「覚書草案」の修正が図られてきました。第4回にあたる今回は、アジア諸国の意見を集約し反映させること、つまり、アジア各国で使用されている目録規則とパリ原則との類似点、相違点を比較、検討し、必要とあれば「覚書草案」を修正すること、加えて用語集についてもアジア諸言語の視点からレビューすることなどが目標でした。(「覚書草案」については 2003 年草案の日本語訳を『全国書誌通信』No.120(2005.3.4) 2005年9月草案の日本語訳を同 No.124(2006.8.31)に掲載。)

初日(8月16日)の全体会においては、最初に企画委員会から国際目録原則の背景説明があり、 ISBD (国際標準書誌記述)についてエレーナ・エスコラーノ・ロドリゲス (Elena Escolano Rodriguez)氏、FRBR についてパット・リヴァ (Pat Riva)氏、VIAF (バーチャル国際典拠ファイル)についてバーバラ・B・ティレット (Barbara B. Tillett)博士が報告を行いました。これらの資料は IME ICC 4のウェブサイト < http://www.nl.go.kr/icc/icc/main.php > (2006-11-7 現在)に掲載されています。

次に、アジア 7 か国 (カンボジア、中国、インドネシア、日本、韓国、ネパール、スリランカ) から、それぞれ自国の目録規則の歴史と現状や将来、パリ原則との類似点および相違点、実際の目録作業における運用実態などについての報告が行われました。CJK 各国 (中国、日本、韓国) はそれぞれ独自の目録規則を制定し、国際標準にあわせた目録を作成しようとしてきた歴史を持っている、その他の国では AACR2 (英米目録規則第 2 版)を使用しながらも自国の環境にあわせるためのローカル・ルールなどについて苦心してきた経緯がある、といったことが具体的な内容を伴って相互に情報共有できたことは特筆すべき出来事でした。(これらの報告もすべて前記ウェブサイトに掲載されています。)

2 日目(8月17日)は参加者が5 つの作業部会(個人名、団体名、逐次性、統一タイトルと GMD、多巻構造)に分かれ、それぞれのテーマごとに検討が行われました。各部会においては、前述4 か国語の同時通訳が用意されたほかリーダーの司会進行を補助するための記録員が配置されたこともあって、活発な議論が繰り広げられました。その一端を紹介します。

- ・個人名標目の形式は、各国の文化的伝統と深く係わっている。
- ・中国、韓国では同姓同名が多く、同名異人の識別を厳密に行うことは困難である。
- ・姓と名の区切りにコンマ (,) を用い続けることについて、検討が必要である。
- ・日本語の「読み」は、標目の重要な属性であり、明確な位置づけが望まれる。
- ・ISBD (CR)(継続資料)において、先頭から 5 語の変更の有無によって「タイトルの変化」 を判断する規定は、アジア諸国にとって適切なものではない。
- ・GMD(一般資料表示)については、AACR の改訂動向に合わせ、用語法の変更を含め今後の 方向性を定める。
- ・アジア諸国においては、欧米諸国に比べて多巻ものの刊行が多い。国際規則においては、この

ような地域事情を反映した事例を多用すべきである。

作業部会での検討は午後も継続して行われ、リーダーが部会報告を取り纏めました。その後の全体会では、各作業部会からの報告に引き続き、部会提案・意見について参加者全員による審議が行われました。第 3 回カイロ会議後の修正を反映した「覚書草案 2006 年 4 月稿」 < http://www.ddb.de/standardisierung/pdf/statement_draft_apr2006.pdf > (2006-11-7 現在)に対する主な提案とその検討結果は次のとおりです。(英語形の後の丸がっこ内は 2005 年 9 月草案の日本語訳)

- ・(序論)注記1の誤植は訂正する。
- ・(序論) "convenience of the users" (利用者の利便性)を"user centric approach"または"user friendly approach"に変更することについて、メーリングリストでの検討を続ける。
- ・(3.1.2 など) "family" (家族) という実体を対象とする必要性についての疑義があったが、文書館への適用時に必要であり、このまま残すこととする。
- ・(5.1) "controlled access point" (統制形アクセスポイント) という表現は不明瞭であるかどう かについて、検討を続ける。
- ・(5.3.1 など) "should be" (~ものとする)という表現が不適切かどうかについて、検討を続ける。ただし、「目録原則」においては"could be"や"may be"という表現は用いることはできない。
- •(5.5)"name/title combination"(名称/タイトルの複合形)に関する記述を、用語集の"uniform title"(統一タイトル)の項に追加する。
- ・(5.5) アジア各国の、キリスト教圏とは異なる独自の文化的基盤の上に成立した聖典や古典籍 については、5.5.2 を新設し、それが作成された国が統一タイトルを用意する責任を負う旨の条 文を加える。
- ・(7.1.2.2) 5.1.2.1.2 の団体名の変更に関連して、7.1.2.2 の典拠レコードに不可欠なアクセスポイントとして相互参照形を含めるべき、という提案については、検討を続ける。
- ・(7.1.3) OPAC 実装の現状等に鑑み"the year(s) of publication or issuance" (出版または発行の年)は7.1.2.1 でなく7.1.3 に置くべき、という提案について、検討を続ける。

最終日(8月18日)は韓国国立中央図書館見学会などが行われ、アジア各国からの参加者および IME ICC 企画委員会メンバーとの交流が深められました。また、CJK 各国の国立図書館関係者を中心とした集まりがあり、3 か国が目録・書誌情報関係で一層の協力関係を築く必要性について認識が一致しました。

IME ICC 4 からの提案はアジア各国で共有されるとともに、これまでの IME ICC 参加国での検討を経て、IME ICC 4 の草案として確定されます。2007 年 8 月に南アフリカのダーバンにおいて開催される第 5 回会議(対象:アフリカ諸国)でも同様の検討が行われ、最終的な「国際目録原則覚書」に結実する予定になっています。

(はらい なおこ 書誌部国内図書課長) (よこやま ゆきお 書誌部書誌調整課課長補佐)

国立国会図書館「日本目録規則 1987 年版改訂 3 版」録音・映像資料適用細則について

当館では、録音・映像資料の書誌データを「日本目録規則 1987 年版改訂 3 版」(以下「NCR87R 3」)によって作成している。このたび、その適用細則を定め、平成 18 年 11 月から適用している。以下はその概要と全文である。

<概要>

1. 適用範囲

この適用細則は、NCR87R3の「第 I 部 記述」のうち、「第 6 章 録音資料」「第 7 章 映像資料」の部分を扱う。この適用細則を定めるにあたって「第 1 章 記述総則」を基にこれらの各章をまとめた。

2. 適用対象資料

和・国内刊行洋単行の録音・映像資料を対象とする。ただし、録音資料のうちテープ形態の 資料および映像資料のうちスライド(フィルムストリップ、トランスペアレンシーを含む)は 『国立国会図書館「日本目録規則 1987 年版改訂 2 版」非図書資料適用細則』(『全国書誌通信』 No. 115 (2003. 5. 30))で扱っているため、この適用細則では除外する。

3. 本則採用の原則

全国書誌作成機関として標準化を推進するために、NCR87R3 第6章, 第7章本則を採用することを原則とする。

ただし、録音・映像資料の技術進歩、形態や媒体の多様化に即し、独自の規定を設けた箇 所がある。

また,和図書,非図書,電子資料等,他の国内刊行単行資料の書誌データとの整合性も考慮した。

4.物理単位に関する事項について

記述の対象 (AV. 0. 2. 1) は単行資料を原則とするが、物理単位の記録 (AV. 0. 2. 2) も併せて採用している。

5. 条項の排列について

「記述すべき書誌的事項とその記録順序」(AV. 0.4) で定義した順序にしたがっているため、NCR87R3 にない独自の条項を設定した箇所については、条項番号順の排列になっていない。

6.標目について

この適用細則では、資料の記述のみを扱い、標目付与には触れていない。標目付与については、『国立国会図書館「日本目録規則 1987 年版改訂版」和図書適用細則』(『全国書誌通信』No. 103 (1999. 3. 31))の標目の部を基準とする。ただし、漢字表記のない日本人・中国人・韓国人名は、その資料に表示されている形を標目形とすることもある。

7. 出力形式および記号法について

この適用細則はオンライン目録における書誌データの入力形式を定めることを主眼とするため、出力形式および区切り記号については原則として言及しない。ただし、書誌的事項の例示においては ISBD 区切り記号を用いる。

この適用細則中では、区切り記号として用いるスペースを□, 記述中のスペースを△で示す。

「日本目録規則 1987 年版改訂 3 版」録音・映像資料適用細則

AV.0 通則

この適用細則では、録音・映像資料の記述について規定する。録音資料はディスク形態の資料(レコード、CD等)の記述について、映像資料は、ビデオ録画の記述について規定する。録音資料のうちテープ形態の資料および映像資料のうちスライド(フィルムストリップ、トランスペアレンシーを含む)は『国立国会図書館「日本目録規則 1987 年版改訂 2 版」非図書資料適用細則』(『全国書誌通信』No. 115(2003. 5. 30))を参照する。

AV.0.1 記述の範囲

ある資料を他の資料から同定識別する第1の要素はタイトルである。しかし、同一タイトルの他の資料から、あるいは同一著作の他の版から、当該資料を同定識別するためには、責任表示、版次、出版・頒布等に関する事項、形態に関する事項、シリーズに関する事項も記録しておく必要がある。また、録音・映像資料という著作物の入れ物としての特性から、収録している内容作品の一覧(内容に関する注記)や収録年月に関する注記(版および書誌的来歴に関する注記)が重要な識別要素となることもある。

AV.0.2 記述の対象とその書誌レベル

- AV.0.2.1(**記述の対象**) 原則として、単行資料を記述の対象とする。単行資料は、固有のタイトルを有する単独に刊行された資料であり、次にあげるものも含む。
 - ア) 形態的に2点以上からなっているが、一つの容器に収められているもの
 - イ) 本体と、形態的に独立しているが、固有のタイトルのない付録、補遺からなるもの
 - ウ) セットものの一部をなしているもの
 - エ)シリーズの一部をなしているもの
 - オ)継続資料の一部をなしているもの(固有のタイトルをもつ別冊等)

共通タイトルと巻次,回次,年次等からなるもの,共通タイトルと部編名や付録などの従属タイトルからなるものは,単行単位を分割し物理単位を記述の対象とする(AV.0.2.2 参照)。また,複製物はその原資料ではなく,複製物自体を記述の対象とする。

- AV.0.2.1A 個々の資料のほかに、グループ全体に固有のタイトルがある単行資料の集合(セットもの、シリーズ等)を記述の対象とすることができる。これらには次にあげるものを含む。ア) 固有のタイトルがある付録などと組み合わせて刊行されたもの
 - イ)録音・映像資料が主体となった複合媒体資料
- AV.0.2.2(記録の書誌レベル) 記述の対象に応じて、次に示す書誌レベルの記録を作成する。 構成部分の記録は、内容に関する注記として記録する(AV.7.3.6参照)。

記述対象 記録の書誌レベル

単行資料 単行レベル 単行資料の集合 集合レベル

ただし,以下の場合は,資料の1点ずつを記述対象とする物理単位の記録を作成する。

- A. 単行単位の分割
 - ア) 形態的に 2 点以上からなっているが、それぞれ別容器に収まっていて、固有のタイトルがない場合
 - イ) 部編名や付録等従属タイトルをもつ場合
- B. 集合単位の分割

セットもの等で、表示形から著者・出版者の意図(流通しているタイトル)をくみ取り、集合レベルを記述の対象とした場合、集合単位の分割をおこなう。

- AV.0.2.3(単行レベルの記録) 単行資料を記述の対象とするときは、単行単位を記述の本体とする書誌的記録を作成する。その記録は、単行単位、集合単位または継続刊行単位、構成単位の順とする。集合単位または継続刊行単位はシリーズに関する事項、構成単位は内容細目として記録する。
- AV.0.2.3A 複数の集合単位もしくは構成単位があるときは、書誌階層において上位レベルのものから順次記録する。上下関係にないとき、関係が不明のときは、表示順に記録する。
- **AV.0.2.4(集合レベルの記録)** セットもの等を記述の対象とするときは、集合単位を記述の本体とする書誌的記録を作成する。
- AV.0.2.4A 記述の本体とした集合単位より上位レベルの集合単位があるときは、記述の本体とした集合単位のあとに、上位レベルのものから順次、シリーズに関する事項として記録する。
- AV.0.3 記述の情報源
- **AV.0.3.1(記述の情報源)** 記述は、そのよりどころとすべき情報源に表示されている事項を、 転記の原則(AV.0.6.1 参照)により、そのまま記録する。記述のよりどころとする情報源は、 資料を構成する各部分に基づいて、次の優先順位とする。
 - ア) 容器(スリーブ(ジャケット),プラスティックケース,箱,缶等)および帯
 - イ)レーベル(資料本体に貼付されたもの、または直接印字されたもの)、ラベル レーベルが複数ある場合(ディスクのA面とB面など)は全体を一つの情報源として記録する。

情報源の表示が不十分な場合は、情報源以外から必要な書誌的事項を入手する。

- AV.0.3.1A 複製物はその原資料ではなく、複製物自体を情報源とする。
- AV.0.3.2(各書誌的事項の情報源) 各書誌的事項の情報源は,次のとおりとする。
 - ア) タイトルと責任表示……容器, レーベル, ラベル
 - イ) 版……容器, レーベル, ラベル
 - ウ) 出版・頒布等……容器、レーベル、ラベル
 - エ)形態……どこからでもよい
 - オ)シリーズ……容器、レーベル、ラベル
 - カ)注記……どこからでもよい
 - キ)標準番号(または代替番号),入手条件・定価……どこからでもよい
- AV.0.3.2A 記述対象資料によるべき情報源がない場合は、参考資料をはじめとして、可能な限りの情報源を調査して、必要な書誌的事項に関する情報を入手し、これを記録する。
- AV.0.3.2B 所定の情報源以外から得た書誌的事項は、補記の事実を示すため角がっこに入れて 記録する(以下「補記する」)。

AV.0.4 記述すべき書誌的事項とその記録順序

記述すべき書誌的事項とその記録順序は、次のとおりとする。

ア) タイトルと責任表示に関する事項

- (1) 本タイトル
- (2) 資料種別
- (3) 並列タイトル
- (4) タイトル関連情報
- (5) 巻次, 回次, 年次等および部編名
- (6) 責任表示
- イ) 版に関する事項
 - (1) 版表示
- ウ) 出版・頒布等に関する事項
 - (1) 出版地, 頒布地等
 - (2) 出版者, 頒布者等
 - (3) 出版年月, 頒布年月等
 - (4) 製作項目(製作地,製作者,製作年月)
- エ) 形態に関する事項
 - (1) 特定資料種別と資料の数量
 - (2) その他の形態的細目
 - (3) 大きさ
 - (4) 付属資料
- オ)シリーズに関する事項
 - (1) 本シリーズ名
 - (2) シリーズの ISBN, ISSN
 - (3) シリーズ番号等およびシリーズの部編名
 - (4) 下位シリーズの書誌的事項
- カ)注記に関する事項
- キ) 標準番号(または代替番号), 入手条件に関する事項
 - (1) ISBN
 - (2) ISSN
 - (3) その他の代替番号
 - (4) 入手条件・定価
- AV.0.4.1(2 **言語以上の同一書誌的事項**) 同一書誌的事項が2言語(文字)以上で表示されている場合,並列タイトルのみを記録し、その他の書誌的事項は日本語のものを記録する。

AV.0.5 記述の精粗

記述の精粗は原則として第2水準(標準の書誌的事項)を採用する。必要に応じて,若干の書誌的事項を加減する。

AV.0.6 記録の方法

- **AV.0.6.1(転記の原則)** 資料を記述するとき、次の書誌的事項は、原則として記述対象に表示されているままに記録する。ただし、特に別途規定している場合を除く。
 - ア) タイトルと責任表示に関する事項
 - イ) 版に関する事項
 - ウ) 出版・頒布等に関する事項
 - エ)シリーズに関する事項

AV.0.6.2(**目録用の言語・文字**) 形態に関する事項や注記に関する事項などにおいては、特に 記述対象から転記する必要がある事項以外、原則として日本語によって記録する。ただし、洋 資料を記述する場合には、目録用の言語として英語を用いる。

AV.0.6.3 (文字の転記) 漢字は、原則として所定の情報源に使用されている字体で記録する。 楷書以外の書体は楷書体に改める。かなはそのまま記録するが、変体がなは平がなに改める。 簡体字は「中国簡化文字表」(『大漢和辞典』修訂第 2 版(大修館書店刊,1989-1990) 附 録)、『中日辞典』(小学館刊,1992)により対応する漢字に置き換え、注記で説明を加える (AV.7.3.1 イ)参照)。

ローマ字,キリル文字等欧文文字は原則としてそのまま記録するが,大文字および句読点の 使用法は,当該言語の慣行に従う。会社名・団体名,コンピュータ用語等のローマ字表記は, 一般に通用している表示があれば,それを優先して採用する。

The△greatest△music (情報源のタイトル表示: THE GREATEST MUSIC)

National △ Diet △ Library

globe

PowerPoint

表示のとおり転記することが不可能なハングル,アラビア語等の文字は,日本語に置き換えたものを補記し,注記において説明を加える(AV. 7. 3. 1 イ)参照)。その他の「JIS X 0208: 1990」の外字の取り扱いは,「和図書データに使用する文字種取り扱い基準」(『全国書誌通信』No. 100(1997. 12. 10)参照)に従う。

文字の大小の表示は再現せず、全部同一の大きさの文字で記録する。

AV.0.6.4(数字の記錄) タイトルと責任表示に関する事項(巻次,回次,年次等および部編名を除く),シリーズに関する事項(シリーズ番号等およびシリーズの部編名を除く)においては,ローマ数字を除き数字はそのままの形で転記する。ローマ数字は原則としてアラビア数字に置き換える。漢数字とアラビア数字等,情報源により表示の文字種が異なる場合,原則としてアラビア数字を記録する。表示の違いについては注記しない。その他の書誌的事項においては,数量や順序などを示す数字はアラビア数字とする(AV.1.6.2参照)。

北の零年

ドラゴンクエスト8(情報源の表示:ドラゴンクエストⅦ)

AV.0.6.5(再現不能の記号等の記録) 記号等は、原則としてそのまま記録する。表示のとおり 転記することが不可能な記号等は、説明的な語句に置き換えたものを補記する。また、飾りと みなした場合は省略もしくは簡潔な記号に置き換える。記号の取り扱いは「和図書データに使用する文字種取り扱い基準」(『全国書誌通信』No.100(1997.12.10)参照)に従う。

I△[love]△R&B (情報源の表示:I ♥ R&B)

つんく(情報源の表示:つんく♂)

遊・戯・王(情報源の表示:遊☆戯☆王)

AV.1 タイトルと責任表示に関する事項

AV.1.0 通則

- AV.1.0.1(書誌的事項) 記録すべき書誌的事項とその記録順序は、次のとおりとする。
 - ア) 本タイトル
 - イ) 資料種別
 - ウ) 並列タイトル
 - エ)タイトル関連情報
 - オ) 巻次, 回次, 年次等および部編名

カ) 責任表示

AV.1.0.3(複製物) 複製物の場合,原資料ではなく複製物自体のタイトル,責任表示等を記録する。必要に応じて原資料の書誌的事項を注記する(AV.7.3.2 参照)。

AV.1.1 本タイトル

- AV.1.1.1(本タイトルとするものの範囲) 資料に表示されているか、表示がない場合でも、それによって資料が同定識別される固有の名称が本タイトルである。本タイトルとするもののなかには、次に示すようなものもある。
 - ア)総称的な語、イニシアル、個人名や団体名のみのもの

歌曲集

A. I.

モーツァルト

イ) 識別上必要な数や文字と不可分なもの

交響曲第9番二短調作品125

Vh1 ストーリーテラーズ

部編や付録等の従属タイトルは、部編名として、巻次、回次、年次等と同様に扱う (AV. 1. 6.1 参照)。

AV.1.1.1A 別タイトルは、タイトルの一部として表示されている場合は本タイトル、サブタイトルとして表示されている場合はタイトル関連情報として記録する。

ヴィクトールあるいは権力の座についた子供たち

シャーロック・ホームズ対ドラキュラ□:□あるいは血まみれ伯爵の冒険

- AV.1.1.1B 本タイトルの上部または前方に表示されている先行事項(冠称,角書きなど,タイトルを限定修飾するもの,またはタイトルに関連して表示されているもの)は次のように記録する。
 - ア) 先行事項が本タイトルの一部とみなされるときは、全体を本タイトルとして記録する。

オルゴールで聴く日本の叙情歌

(情報源の表示:オルゴールで聴く日本の叙情歌)

- イ)本タイトルの一部としてみなされず、別個の書誌的事項として判断されるときは、情報源における表示の順序にかかわらず、当該書誌的事項の所定の記録順序に従って記録する。
 - (1) タイトル関連情報

サブタイトル(本タイトルを説明する語句)はタイトル関連情報として記録する。

エイズはいま□:□エイズ教育指導者用ビデオ

(情報源の表示:エイズ教育指導者用ビデオ エイズはいま)

(2) 巻次、回次、年次等および部編名

青春歌年鑑'75△plus. □続(情報源の表示:続・青春歌年鑑'75 PLUS)

(3) 著者

交響曲第9番「合唱」□/□ベートーヴェン[作曲]

(情報源の表示:ベートーヴェン交響曲第9番「合唱」)

ただし、著者名を含めないとタイトルとしての特定性が低いもの、著者名を冠したタイトルで知られているものは、著者名を含めてタイトルとする。

坂本九 CD△&△DVD△the△best (情報源の表示:坂本九 CD & DVD the best)

(4) 版表示

英検 pass 英熟語 1 級. □--□改訂版. (情報源の表示:改訂版英検 pass 英熟語 1 級)

(5) シリーズ名

文明の道. □-□ (NHK スペシャル) (情報源の表示: NHK スペシャル 文明の道)

AV.1.1.1C 容器,レーベル,ラベルに表示されているタイトルが相違しているときは,適切と思われるタイトルを記録する。適切なタイトルとは,①複数の情報源に共通するタイトル,②日本語のタイトル,③詳しいタイトルである。記録しなかった他のタイトルおよび情報源は注記する。異なるタイトルが2種類以上のときは,本タイトルに選定したものの情報源を注記する(AV.7.3.1ア)参照)。

- **AV.1.1.2(記録の方法)** 原則として、当該資料の所定の情報源に表示されているままに転記する。本タイトルの一部分が2行書き、または小さな文字で表示されていても、1行書きとし、全部同じ大きさの文字で記録する。
- AV.1.1.2A かなのルビは本タイトルとしては記録せず、タイトル標目として記録する。漢字のルビは、該当する文言のあとに丸がっこを付して記録する。

IT (情報技術) (情報源の表示:「IT」に対応するルビとして「情報技術」)

- AV.1.1.2B 所定の情報源にタイトルの表示がない場合は、その記述対象から選定した本タイトルを補記し、その情報源を注記する(AV.7.3.1ア)参照)。また、記述対象中のどこにもタイトルの表示がないときは、適切な情報源による本タイトルか、目録担当者が決定した簡潔で説明的な本タイトルを補記する。
- AV.1.1.2C 記述対象全体に対応する総合タイトルがなく,記述対象の内容をなす各著作のタイトル等が表示されているときは,所定の情報源に表示されている順で全体を一つの本タイトルとして記録する。ただし,4以上のタイトルが表示されているときは,主なもしくは最初の一つを記録し,全体を注記する (AV.7.3.6 参照)。各著作共通の著者は責任表示として記録する (AV.1.5.2E 参照)。

交響曲第5番・若き日の歌□/□マーラー[作曲]

AV.1.2 資料種別

AV.1.2.1(種別) 資料種別の記録には、次の用語を用いる。和資料については日本語、洋資料については英語を用いる。

ア) 録音資料 sound△recording

イ)映像資料 videorecording

- AV.1.2.1A 記述対象資料が,資料種別の異なる 2 以上の構成要素からなるとき (例:録音ディスクと付属解説書と楽譜) は、主たる構成要素の資料種別のみを示す。付随的部分は付属資料表示または注記に記録する。
- AV.1.2.2(記録の方法) 資料種別は本タイトルの直後に記録する。

交響組曲《東京シンフォニー第4番》□ [録音資料]

座頭市□「映像資料〕

人情つれづれ・化粧川・昭和情け川□ [録音資料]

AV.1.3 並列タイトル

- AV.1.3.1(並列タイトルとするものの範囲) 本タイトルとして選定するタイトルの別言語および別の文字(またはその一方)のタイトルで、所定の情報源において本タイトルと同等、または単独で表示されているもの。
- AV.1.3.1A 総合タイトルのない資料では、個々の作品の別言語および別の文字(またはその一方)のタイトルを並列タイトルとすることができる。
- **AV.1.3.2(記録の方法)** 所定の情報源に表示されているままに記録するが、大文字の使用法は 当該言語の慣行に従う(AV.0.6.3 参照)。

ハリー・ポッターと賢者の石□=□Harry△Potter△and△the△philosopher's△stone

(情報源の表示: HARRY POTTER and The Philosopher's Stone)

AV.1.4 タイトル関連情報

AV.1.4.1(タイトル関連情報とするものの範囲) タイトル関連の情報。情報源における表示の 位置は、本タイトルのあとに続くものが多いが、タイトル先行事項として本タイトルの上部や 前方の位置に表示されていることもある。タイトル関連情報にはサブタイトル、作品形式や著 作形式を含む。キャッチフレーズ等はタイトル関連情報とみなさない。

情報源に日本語タイトルと同等の別言語タイトルの表示があり、別言語タイトルを本タイトルに採用する場合、日本語タイトルはタイトル関連情報に記録する。

AV.1.4.2(記録の方法) タイトル関連情報は、それのかかわる本タイトル(並列タイトルがある場合は、並列タイトル)に続けて記録する。

光のこどもたち□ [録音資料]□:□こどものためのピアノ小品集

AV.1.4.2A 2以上のタイトル関連情報があるときは、所定の情報源における表示順ではなく、本タイトルとの繋がりの強弱の順で記録する。例えば、サブタイトルは作品形式より先に記録する。

新しき俘虜と古き俘虜□:□「俘虜記」より□:□朗読 CD

(情報源の表示:朗読CD 新しき俘虜と古き俘虜 「俘虜記」より)

AV.1.6 巻次,回次,年次等および部編名

- AV.1.6.1(巻次,回次,年次等および部編名とするものの範囲) 巻次,回次,年次等(以下「巻次等」)は,資料の形態的に独立した部分に付された番号等による一定の順序づけである。巻次等の前後に,それを修飾する語がついているものもある。部編名(「付録」等の従属タイトルを含む)も巻次等と同様に扱う。
- AV.1.6.2(記録の方法) 情報源に表示されている形で記録するが、大文字の使用法は当該言語の慣行に従う。巻次等については、数字はアラビア数字を用いる(AV.0.6.4 参照)。年次の省略形は完全形にして記録する。情報源により西暦紀年と元号等で年次の表示が異なるときは、顕著なものを記録する。

巻5(情報源の表示:巻五)

第3章(情報源の表示:第参章)

2004 (情報源の表示: '04)

平成2年(情報源の表示:2年)

- 巻次を修飾する語は、可能ならば「NCR87R3 付録2 略語表」で定められた略語を用いる。
 - no. (情報源の表示: number)
 - v. (情報源の表示: volume または vol.)
 - pt. (情報源の表示: Part)

複数の巻次等が表示されているときは、スペースに続けて記録する。

常滑焼伝統技法. □茶器編△第1巻

常滑焼伝統技法. □茶器編△第2巻

同格の場合,巻次または回次と年次の双方が表示されているときは年次を,巻次等と部編名の双方が表示されているときは部編名を,スペースに続けて記録する。

医療倫理いのちは誰のものか. □1△前編

医療倫理いのちは誰のものか. □2△後編

情報源に巻次等とともに巻次等と同格の版表示が表示されているときは、巻次等のあとに、スペースに続けて部編名として記録する(AV. 2.1.2 イ)参照)。

情報源に表示されていなくても、識別のため必要なときは、巻次等を補記する。

AV.1.5 責任表示

- **AV.1.5.1(責任表示とするものの範囲)** 責任表示の範囲は次のとおりとする。
 - ア) 収録されている作品の作詞者,台本作者,作曲者,制作者,作画者などの直接的な著作者, または台本などのもとになった作品の原作者,原案者などの間接的な著作者

作曲者, 原作者, 漫画家, 脚本家, 制作者

- イ) 演奏や演技の監督・演出・指揮に責任を持つ者 監督,演出者,振付者,指揮者,監修者,指導者
- ウ) 演奏・演技(吹込)等により内容を表現する者 演奏者,出演者,朗読者,講演者
- AV.1.5.1A 本タイトル,タイトル関連情報およびシリーズ名中に表示されている著者名等は、 著作責任が強いとみなせば、責任表示としても記録する。役割を示す語句は必要に応じて補記 する。

最後の三つのソナタ□/□シューベルト[作曲] 魅惑のワルツ□/□美空ひばり

- AV.1.5.1B 2以上の個人や団体が表示されている場合は、次のようにする。
 - ア) 同一の役割を果たしているときは、その数にかかわりなくこれら全体を一つの責任表示と する。

釣りバカ日誌□/□山田洋次, 桃井章脚本

イ)異なる役割を果たしているときは、その役割ごとに別個の責任表示とする。

海の上のピアニスト□/□アレッサンドロ・バリッコ原作□;□ジュゼッペ・トルナト ーレ監督・脚本□;□ティム・ロス主演

- AV.1.5.1C 一つの責任表示に記録する個人名や団体名の数が3までのときはそのまま記録し,4 以上のときは、最初のもしくは主な名称の一つを記録し、他は「ほか」と補記して省略する。 記録しなかった個人名や団体名は必要とみなせば注記する(AV.7.3.1A参照)。
- AV.1.5.2(**記録の方法**) その記述対象の作品に関与した者(作曲者,原作者,監督者等)と役割を示す語句(作曲,指揮,演奏,原作,脚本,監督等)を記録する。役割を示す語句の中で,著作は「著」,編集は「編」,翻訳は「訳」に省略する。その他の語句(編集責任,責任編集,総編集,総監修,企画・編集等)は表示のままに記録する。

JR 東日本鉄道ファイル□ [映像資料] □/□エスエス, 東日本旅客鉄道著役割を示す語句が外国語の場合は情報源の表示のままに記録する。

music∆by∆Yasunobu∆Matsuo

 ${\tt mixed}\triangle{\tt by}\triangle{\tt Muro}$

責任表示には、所定の情報源のうちもっとも適切な表示を選んで記録する。原綴形とかな形が表示されている場合、原則としてかな形を記録する。ルビと判断できる場合のみ原綴形を記録する。中国・韓国・朝鮮人名のルビに相当するものは、相当する責任表示のあとに、丸がっこを付して記録する。団体名ではもっとも詳しい形を適切な表示とみなす。

かなで表示されている外国人名は、イニシアルにはピリオド(.),姓名の間は中黒(・)を付ける。複合姓やミドルネーム等の区切り記号は表示のままとする。

- AV.1.5.2A 責任表示が2以上ある場合の記録順序は、次の順序による。
 - ア) 収録されている作品の作詞者,台本作者,作曲者,制作者,作画者などの直接的な著作者, または台本などのもとになった作品の原作者,原案者などの間接的な著作者
 - イ) 演奏や演技の監督・演出・指揮に責任を持つ個人
 - ウ) 演奏・演技(吹込) 等により内容を表現する者

交響曲第4番 \square / \square チャイコフスキー [作曲] \square ; \square カラヤン指揮 \square ; \square ベルリン・フィルハーモニー管弦楽団 [演奏]

さすらい□/□小川英脚本□;□野口博志監督□;□小林旭[ほか出演]

AV.1.5.2B 団体の名称が内部組織を含めて表示されているときは、情報源における表示のとおりに記録する。

AV.1.5.2C 情報源に表示されていない語句等を、必要とみなした場合は責任表示として補記する。古典等で著者が容易に判明した場合は補記する。日本人は姓もしくは名のみの場合は、表示されていない名もしくは姓を補記する。内部組織名のみ表示されている不完全な団体名は、必要とみなせば上部組織名を補記する。

イラク復興支援の第1歩□/□「防衛庁] 「著]

源氏物語□/□「紫式部] 「著]

広がる未来!私が選ぶ□/□[内閣府]男女共同参画局企画

情報源に表示されていない役割を示す語句は、必要がある場合は、これを補記する。

月の光□/□フォーレ[作曲]□;□スゼー演奏

- AV.1.5.2D 識別上必要でないとき,次のものは省略する。
 - ア)学位,役職名等の肩書,所属団体名やそのイニシアル,郷貫,号,字,居住地など 丹羽耕三(情報源の表示:丹羽耕三博士)
 - イ) 丸がっこに入っている同格の名称

国立国会図書館(情報源の表示:国立国会図書館 (National Diet Library))

ウ) 団体名の冒頭に表示されている法人組織等を示す語句。後に付される法人組織等を示す語 句は省略しない。

国立国語研究所(情報源の表示:独立行政法人国立国語研究所)

日本図書館協会(情報源の表示:社団法人日本図書館協会)

テイチクエンタテインメント (情報源の表示:株式会社テイチクエンタテインメント) 東日本旅客鉄道株式会社 (情報源の表示:東日本旅客鉄道株式会社)

エ) 団体の創立の動機、趣旨を示す語句

人と防災未来センター(情報源の表示:阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター)

オ)役所・役場の語句

静岡市(情報源の表示:静岡市役所)

ただし, 例外として以下のような場合は省略しない。

ア) 省略すると名もしくは姓のみとなる場合

ボーモン夫人

イ) 識別のために称号, 尊称, 敬称などが必要な場合

ファビオラ王妃

サー・トマス・ブラウン

ウ) 世系

五代目古今亭志ん生 八世松本幸四郎

工) 山景

身延山久遠寺

才) 旧姓

鐙屋 (一見) 真理子

AV.1.5.2E 記述対象全体に対応する総合タイトルがなく、記述対象の内容をなす各著作を一つの本タイトルとして記録した場合、各著作共通の責任表示は記録する。それぞれの著作に個々の責任表示があるときは、必要とみなせば注記する(AV.1.1.2C, AV.7.3.1A参照)。

AV.2 版に関する事項

- AV.2.0 通則
- AV.2.0.1(書誌的事項) 記録すべき書誌的事項は次のとおりとする。
 - ア) 版表示
- AV.2.1 版表示
- AV.2.1.1(版表示とするものの範囲) 版表示には、通常序数と版、または他の版との差を示す 「改訂」「新」等の語と「版」という用語が結びついた形がある。これに若干の語句が付加さ れていることもある。

記録されている音そのものは同一であってもマスターが異なっているときは別の版として扱う。同一内容の別媒体による再発売(例:カセットで発売された作品のディスクでの発売)は、規定の情報源、容器、付属文字資料に「版」(または同等の用語)が表示されていない限り、新しい版とはみなさない。

- AV.2.1.1A 版として表示されていても、実際は他の書誌的事項に相当する場合は、他の書誌的事項として扱う。
 - ア) 巻次等に相当する場合は、巻次等として記録する
 - イ) 異版がない場合,本タイトルを修飾するものは,必要とみなせばタイトル関連情報として 記録する。決定版(盤)などの擬似的版表示も同様とする。

日本の詩歌名作選□:□永久愛蔵盤

- ウ) 演奏に用いた楽譜などの版やバージョンの表示はタイトル関連情報として記録する。
- AV.2.1.2(**記録の方法**) 情報源における表示のままに記録する。情報源により版表示が異なる場合は、顕著なものを記録する。数字はアラビア数字に置き換える(AV.0.6.4 参照)。外国語の版表示の場合、大文字の使用法は当該言語の慣行に従う。情報源に表示されていなくても、識別のために必要なときは補記する。

改訂新版

第2版

改訂版

Second△edition

次の版表示は記録しない。

- ア) 初版
- イ)他の書誌的事項と結合していて、すでに他の箇所で記録されている版表示(AV. 1.6.2 参照) 総合タイトルのない資料の各作品の版次は、本タイトルの一部として記録する。
- AV.4 出版・頒布等に関する事項
- AV.4.0 通則
- AV.4.0.1(書誌的事項) 記録すべき書誌的事項と、その記録順序は次のとおりとする。
 - ア) 出版地, 頒布地等
 - イ) 出版者, 頒布者等
 - ウ) 出版年月, 頒布年月等
 - 工) 製作項目(製作地,製作者,製作年月)

AV.4.1 出版地,頒布地等

AV.4.1.1(出版地,頒布地等とするものの範囲) 所定の情報源において、出版者(もしくは頒布者)名と関連して表示されている地名(市,町,村)。2以上の出版者名があるときは、最初の出版者名と関連する地名を記録する。情報源において、出版者の表示がなくても、その出版物の出版地(もしくは頒布地)として示されていることがある。

- AV.4.1.1A 同一出版者に 2 以上の出版地があるときは、日本の出版地、最初のものの順で、一つの出版地を選択して記録する。
- AV.4.1.1B 出版者とそれに対応する出版地が 2 組以上表示されている場合は、日本の出版地、最初のものの順で、一つの組を選択して記録する。
- AV.4.1.1C 出版地と頒布地双方の表示があり、頒布地が出版地と同一のときは、頒布地の記録を省略する。頒布地が出版地と異なるときは、頒布地を出版地、出版者、出版年月のあとに記録する(AV.4.2.1C参照)。
- AV.4.1.2(記録の方法) 日本の出版地は、出版者が所在している市町村名を所定の情報源に表示されているままに記録する。ただし、市名の「市」は記録しない。東京都特別区は「東京」とのみ記録する。日本の地名がローマ字で表示されているときは、漢字形に直して補記する。外国地名は所定の情報源に表示されている出版地をそのまま記録する。大文字の使用法は当該言語の慣行に従う。

名古屋(情報源の表示:名古屋市)

[東京](情報源の表示: Tokyo)

AV.4.1.2A 識別上必要があるときは、市町村名に都道府県名を付記する。町村名は識別上必要なので必ず付記する。また、同一都道府県に同一町村名があるときは、郡名まで付記する。

外国地名には、識別上必要があるときは、国名、州名を付記する。

府中(東京都)

府中(広島県)

寒川町 (神奈川県)

三和町 (広島県双三郡)

三和町 (広島県神石郡)

AV.4.1.2B 出版地が情報源に表示されていないときは、調査等により推定した出版地を補記する。推定できないときは、「出版地不明」と補記する。

「東京]

[出版地不明]

- AV.4.2 出版者,頒布者等
- AV.4.2.1(出版者,頒布者等とするものの範囲) 記述対象の出版,頒布,公開,発行等について責任がある個人もしくは団体の名称,またはそれが識別できる表示。図書等と異なる出版流通制度により,出版関係の機能と物としての製作の機能が混在していることがあるが,このような場合は,これらの機能を果たしている個人または団体を含む。
- AV.4.2.1A 出版者の表示がないときは、頒布者を記録する(AV.4.2.2B参照)。
- AV.4.2.1B 2以上の出版者の表示があるときは、日本の出版者、最初のものの順で一つを選択する。
- AV.4.2.1C 頒布者を出版地,出版者に続けて記録する。記録の方法は出版地,出版者,頒布地, 頒布者の順とし,「発売」と付記する。ただし,頒布地が出版地と同一のときは頒布地の記録 を省略する。

会津若松□:□Day△Dream△Records,□2006.3□;□[東京]□:□Castle△Records (発売)

AV.4.2.2(**記録の方法**) 出版者は、所定の情報源に表示されている名称を記録する。ただし、 法人組織を示す語句や役所・役場の語句および名称を修飾する語句は省略する。内部組織名の み表示されている不完全な団体名は、必要とみなせば上部組織名を補記する。外国の出版者名 は表示形のままに記録するが、大文字の使用法は当該言語の慣行に従う。

松竹ビデオ事業室 (情報源の表示:松竹株式会社ビデオ事業室)

奥多摩町(情報源の表示: 奥多摩町役場)

「社会民主党〕機関紙宣伝局(情報源の表示:機関紙宣伝局)

- AV.4.2.2A レーベル名 (商標名) は注記する (AV.7.3.0 ア) 参照)。
- AV.4.2.2B 出版者と頒布者双方が所定の情報源に表示されていないときは,「出版者不明」と補記する。ただし,記述対象から容易に出版者名が推定できるときは,推定した出版者を補記する。
- AV.4.2.2C 頒布者とこれに対応する頒布地が、出版者と出版地に代わるものであるときはこれらを記録し、頒布者に「発売」と付記する。2以上の頒布者の表示があるときは、最初のものを記録する (AV.4.2.1A 参照)。
- AV.4.3 出版年月,頒布年月等
- AV.4.3.1(出版年月,頒布年月等とするものの範囲) 記述対象の属する版が最初に刊行された年月を記録する。月の表示がないときは、年のみ記録する。
- AV.4.3.1A 出版年月の表示がないときは、頒布年月を記録する。これらの表示がないときは著作権表示年や製作年月等から推定した出版年月(または出版年)を補記する。

[1988] (情報源の表示:1988.8 製作)

「2001」(情報源の表示: P2001)

- AV.4.3.2(**記録の方法**) 出版年月等は、それが関連する出版者、頒布者等の名称のあとに、「年.月」の形でアラビア数字を用いて記録する。出版年月等が出版者と頒布者に共通するときは、出版者の名称のあとに記録する。
- AV.4.3.2A 出版年月等は西暦紀年で記録する。

2004.10 (情報源の表示:平成16年10月)

AV.4.3.2B 出版年月等が 2 か月以上にわたるときは、刊行開始の年月と終了の月または年月を ハイフンでつないで記録する。

2005. 2-10

2001. 4-2002. 3

AV.4.3.2C 情報源に出版年月と頒布年月,双方の表示がないときは,調査等により推定した出版年月を補記する。 [1972?] [1970年頃]の形式は使用せず,不明な部分はハイフンで記録する。

[2000] (2000年と推測)

「197-」(1970年代と推測)

「19--」(1900年代と推測)

- AV.4.4 製作項目(製作地,製作者,製作年月)
- AV.4.4.1 (製作項目とするものの範囲) 製作項目には、記述対象が製作された土地の名称(製作地)、その製作に責任を有する個人や団体の名称、またはそれが識別できる表示(製作者)、および製作された年代、日付(製作年月)がある。
- AV.4.4.1A 製作項目は、出版項目が不明のときに記録する。

AV.4.4.2(記録の方法) 製作項目を出版項目の代わりに記録し、製作者名に「製作」等の語句を付記する。

AV.5 形態に関する事項

AV.5.0 通則

AV.5.0.1(書誌的事項) 記録すべき書誌的事項と、その記録順序は次のとおりとする。

- ア)特定資料種別と資料の数量
- イ) その他の形態的細目
- ウ) 大きさ
- 工) 付属資料

AV.5.1 特定資料種別と資料の数量

- AV.5.1.1(**記録するものの範囲**) 記述対象資料の属する特定資料種別の名称,資料の個数,お よび再生時間を記録する。
- AV.5.1.1A 特定資料種別の記録には、次の用語を使用する。和資料については日本語、洋資料については英語を用いる。また、適切な用語がない場合は、別途用語を定めることとする。

録音カートリッジ sound△cartridge

録音ディスク sound△disc

録音リール sound△tape△reel

録音シート

録音フィルム sound△track△film

録音ロール

オルガンロール organ△rolls

ピアノロール piano△rolls

ビデオカセット videocassette

ビデオカートリッジ video△cartridge

ビデオディスク videodisc

ビデオフロッピー

ビデオリール videoreel

- AV.5.1.2(記録の方法) 特定資料種別, その数量および再生時間をその順に記録する。
- AV.5.1.2A 数量はアラビア数字で記録し、「巻」「枚」等、資料の形態に応じて適切な語を付す。

録音ディスク2枚

ビデオカセット1巻

 $2\triangle$ videodiscs

AV.5.1.2B 資料の本編の再生時間を丸がっこに入れて付記する。単位は分で記録し、砂は切り上げる。本編と本編以外の区別ができないときは、全体の再生時間を記録する。容易に判明しないときは再生時間を記録しない。

ビデオディスク1枚(115分)

ビデオディスク2枚(126分)

(情報源の表示:本編 126 分+32 分)

特典もしくは付録等の再生時間は付記しない。

ビデオディスク5枚(486分)

(情報源の表示: 486 分 特典映像 18 分)

記述対象資料に表示されている再生時間が物理単位ごとの表示であるときはその時間を合計する。

録音ディスク2枚(120分)

(情報源の表示: DISC1 62分 DISC2 58分)

収録内容作品ごとの時間が表示されている場合は、それらを合計し、秒の単位を切り上げて 記録する。

録音ディスク1枚(144分)

(情報源の表示:1.交響曲第1番ニ長調「巨人」 00:56:482.交響曲第2番ハ短調「復活」 00:86:26)

AV.5.2 その他の形態的細目

AV.5.2.1(**記録するものの範囲**) 記述対象の記録方式がディジタルの場合は、媒体の名称を記録する。記録方式がアナログの場合は、記録方式として「アナログ」と記録し、さらに再生速度を記録する。

映像資料を再生する際に必要な仕様および色彩に関する細目は注記する(AV.7.3.4イ)参照)。

- AV.5.2.2(**記録の方法**) 媒体の名称として、次の用語を使用する。適切な用語がない場合は、 別途用語を定めることとする。
 - CD (情報源の表示: CD audio等)
 - DVD (情報源の表示: DVD-audio等)
 - MD (情報源の表示: MD等)
 - SACD (情報源の表示: super audio CD等)
 - CDV (情報源の表示: CDV等)
 - DVD (情報源の表示: DVD-video等)
 - LD (情報源の表示:LD等)
 - VHS (情報源の表示: VHS等)

VideoCD (情報源の表示: videoCD等)

AV.5.2.2A 記録方式がアナログの録音ディスクは、「アナログ」と記録し、続けて再生速度を記録する。再生速度は 1 分間当りの回転数 (rpm) を記録する。アナログの録音ディスク以外は再生速度を記録しない。媒体の名称は必要に応じて注記する (AV.7.3.4 エ) 参照)。

録音ディスク 1 枚□:□アナログ,□33△1/3rpm

録音ディスク 5 枚 (17 分) □:□アナログ,□78rpm

AV.5.3 大きさ

- AV.5.3.1 (大きさとするものの範囲) 記述対象資料の寸法(直径,高さなど)。
- **AV.5.3.2(記録の方法)** 資料の大きさは、箱やスリーブ(ジャケット)などの容器の外形寸法ではなく、資料そのものの寸法をセンチメートルの単位で、端数を切り上げて記録する。標準規格のもの(CD=12cm; DVD=12cm; VHS=18.8×10.4cm)は記録しない。

録音ディスク 1 枚 (20 分) □:□CD□;□8cm

録音ディスク 1 枚(46分)□:□CD

- AV.5.3.2A カセットおよびカートリッジは、もっとも長い辺の寸法を記録する。
- AV.5.3.2B リールおよびディスクは、直径の寸法を記録する。

AV.5.4 付属資料

AV.5.4.1(付属資料とするものの範囲) ある出版物と同時に刊行され、その出版物とともに利用するようになっている付属物。複合媒体資料の別個の部分も含む。

AV.5.4.2(記録の方法) 付属資料の数量を記録する。必要に応じて、媒体の名称を記録する。 付属資料中に AV.5.2.2 の用語が表示されているとき、または一般的に用いられている用語(解 説書、指示書など)があるときは、それらの名称や用語を用いる。

1 冊

CD1 枚

CD-ROM1 枚

解説書1冊

AV.6 シリーズに関する事項

- AV.6.0 通則
- AV.6.0.1(書誌的事項) 記録すべき書誌的事項と、その記録順序は次のとおりとする。
 - ア) 本シリーズ名
 - イ) シリーズの ISBN, ISSN
 - ウ)シリーズ番号等およびシリーズの部編名
 - エ) 下位シリーズの書誌的事項
- **AV.6.0.3(2以上のシリーズ表示)** 記述対象資料が 2以上のシリーズに属している場合は、それぞれのシリーズの書誌的事項を記録する(AV.0.2.3A参照)。

(放送大学ビデオ教材)□(Maruzen△audiovisual△library)

- AV.6.1 本シリーズ名
- **AV.6.1.1(本シリーズ名とするものの範囲)** 所定の情報源に表示されているシリーズ固有の名 称。ロゴマーク等は本シリーズ名とはみなさない。
- AV.6.1.1A シリーズに関する事項に記録する本シリーズ名は、最上位書誌レベルの本タイトルとする。
- AV.6.1.2(記録の方法) 所定の情報源に表示されているままに記録する。

カラヤンの遺産

 $The \triangle world \triangle soccer \triangle song \triangle series$

所定の情報源にシリーズのタイトルが異なる形で表示されているときは、本シリーズ名として最も適切なものを選択する。

AV.6.1.2A 必要とみなせば所定の情報源以外からも本シリーズ名を補記することができる。

「吉田喜重全集〕

[美空ひばりメモリアル DVD-box]

- AV.6.5 シリーズの ISBN , ISSN
- AV.6.5.1(シリーズの ISBN, ISSN とするものの範囲) ISBN は日本図書コードのうち ISBN の文字を冠した部分およびその他の国で付与された ISBN で、セットもの全体またはシリーズに付与されたもの。 ISSN は ISSN ネットワークが当該シリーズに付与する ISSN (AV. 8.1.1 参照)。
- **AV.6.5.2(記録の方法)** AV.8.1.2 による。セットもの全体またはシリーズに付与された ISBN は,「set」と付記して記録する。不正確な番号が表示されている場合は,正しい番号が判明すればこれを記録し,不正確な番号は,エラーコードとして記録する(AV.8.1.1A参照)。

4-123456-78-X (set)

0027-9135

- AV.6.6 シリーズ番号等およびシリーズの部編名
- AV.6.6.1(シリーズ番号等およびシリーズの部編名とするものの範囲) シリーズ番号等は、記述対象の、シリーズ内における番号等による順序づけ(巻次、回次、年次等を含む)である。

番号の前後に、それを修飾する語句がついているものもある。シリーズの部編名 (「付録」等 の従属タイトルを含む) もシリーズ番号等と同様に扱う。

AV.6.6.2(**記録の方法**) 所定の情報源に表示されているままに記録するが、数字はアラビア数字とし、大文字の使用法は当該言語の慣行に従う(AV.1.6.2 参照)。

車窓マルチアングルシリーズ□;□v.6

AV.6.7 下位シリーズの書誌的事項

AV.6.7.1(下位シリーズ名とするものの範囲) 本シリーズ名の下位書誌レベルのシリーズ名。 本シリーズ名とともに表示されていなくてもよい。下位シリーズ名は、本シリーズ名と密接に 関連していることも、関連していないこともある。

AV.6.7.2(記録の方法) 本シリーズに続けて, 本シリーズと同様に記録する(AV. 6. 1. 2 参照)。

AV.6.7.2A 下位シリーズ内のシリーズ番号等および部編名の記録は AV.6.6.2 による。

AV.7 注記に関する事項

AV.7.0 **通則**

- AV.7.0.1(**書誌的事項**) 記録すべき注記は以下のとおりとする。
 - ア) 下記の特定事項に属さない注記
 - イ) タイトルと責任表示に関する注記
 - ウ) 版および書誌的来歴に関する注記
 - エ)形態に関する注記
 - オ) 内容に関する注記

AV.7.1 注記

AV.7.1.1(注記とするものの範囲) 注記は、各書誌的事項の記述に説明を加える必要があると 認めたときに記録する。また、その資料の記述に関連する内容についても必要があれば記録す る。

AV.7.2 記録の方法

AV. 7.3 で規定する事項を記録する。タイトルや名称を引用する場合はできる限り AV. 1~AV. 4, AV. 6 の規定に従う。特定の事項に関する複数の注記は、スペースに続けて記録する。

AV.7.3 注記の種類

AV.7.3.0(下記の特定事項に属さない注記)

ア) レーベル名

レーベル名を必要に応じて注記する。

avex∆trax

UKP△RECORDS

EMI クラシックス

イ) 受賞情報

映像資料においては、記述対象資料中に、収録作品の受賞情報の記載があるときは、必要に応じて注記する。

カンヌ国際映画祭パルムドール受賞作品

アカデミー賞作品賞受賞作品

AV.7.3.1 (タイトルと責任表示に関する注記)

ア)情報源によってタイトルの表示が異なるときは、記録しなかった他のタイトルおよび情報源を注記する。ただし、他のタイトルが2種類以上あるときは、本タイトルに選定したものの情報源を注記する。表記の微細な違いについては注記しない。異なるタイトルが並列タイトル、タイトル関連情報、シリーズ名、部編名の場合は注記しない(AV.1.1.1B参照)。

容器の背のタイトル:宮崎駿の世界

所定の情報源以外からタイトルを記録したときは、その情報源を注記する(AV. 1. 1. 2B 参照)。 タイトルは出版者情報による

イ)表示のとおり転記することが不可能な文字,記号等が使用されている場合は,注記する (AV. 0.6.3 参照)。

タイトルの一部は簡体字表記

責任表示はハングル表記

ウ) 本タイトルと別言語の原タイトル。ローマ字、キリル文字等欧文文字のタイトルの場合は、 大文字の使用法は当該言語の慣行に従い、最後にピリオドを付す。巻次・版表示等がある場合は、タイトルに続けて記録する。中国語は可能な範囲で記録する。ハングル、アラビア語等の場合は記録しない。

原タイトル: $\square Get \triangle well \triangle soon$.

原タイトル:□黄飛鴻之二

サブタイトルは原則として記録しない。必要とみなせば、タイトルの後にコロンに続けて 記録する。

原タイトル: \square Diana: her \triangle new \triangle life.

原タイトルが 2 以上の言語で表示されている場合は原タイトルを繰り返す。

AV.7.3.1A 記録しなかった責任表示は必要があれば注記する。

演出:グレアム・ヴィック \triangle 演奏:エレーナ・プロキナ(S) \triangle ルイーゼ・ウィンター(A) \triangle マーティン・トンプソン(T) \triangle ヴォイチェフ・ドラヴォヴィツ(BR) \triangle アンドリュー・ デイヴィス(COND),ロンドン・フィルハーモニック管弦楽団

製作:徳間康快,近藤道生△プロデューサー:高畑勲△作画監督:小松原一男△美術監督:中村光毅△音響監督:斯波重治△音楽:久石譲△声の出演:島本須美,納谷悟朗, 松田洋治,榊原良子,家弓家正,辻村真人,永井一郎,京田尚子

AV.7.3.2(版および書誌的来歴に関する注記)

ア)版および書誌的来歴 記述対象資料の版および書誌的来歴について記録する必要があれば 注記する。

収録:1994年4月

2003年フランス・イタリア作品

イ)複製物の原資料 複製された原資料の書誌事項等についての必要事項を注記する。

AV.7.3.4(形態に関する注記)

ア)録音資料でモノラル録音またはライブ収録であることが容易に判明したとき,注記する。 モノラル収録

一部ライブ収録

- イ)映像資料の色彩,録音特性,映写特性,言語等を記録する。その他の形態に関する事項で必要とみなすものも注記する(AV.5.2.1参照)。
 - (1)色彩

カラー

カラー (一部モノクロ)

(2)録音特性

モノラル

ステレオ・モノラル

(3) 映写特性

スタンダード

ビスタ

シネスコ

ワイド

(4)録音言語・トラック数

音声:英(5.1) · 日(5.1)

(5)字幕の言語

字幕:日

字幕:日・英

カラー \triangle ステレオ \triangle シネスコ \triangle 音声:英(5.1)・日 \triangle 字幕:日

ウ)録音資料で、異なる仕様により収録されている場合は注記する。

CD・SACD ハイブリッド仕様

エ)記述対象の記録方式がアナログの場合は、媒体の名称を必要に応じて注記する(AV. 5. 2. 2A 参照)。

ソノシート

- AV.7.3.6(内容に関する注記) 記述対象資料の内容を必要に応じて注記する。
 - ア)録音資料
 - (1) ピアノ・ソナタ第 29 番変ロ長調 op. 106《ハンマークラヴィーア》(2) ピアノ・ソナタ第 32 番ハ短調 op. 111
 - (1) ツィガーヌ (ラヴェル) (2) ヴァイオリン・ソナタ第9番イ長調 op. 47「クロイツェル」 (ベートーヴェン) (3) 美しき夕暮れ (ドビュッシー) (ハイフェッツ編) (4) 歌劇「3 つのオレンジへの恋」行進曲 (プロコフィエフ) (ハイフェッツ編)

イ)映像資料

(1)未来へのかけ橋△出展参加(2)長久手愛知県館「地球タイヘン講演会」(3)瀬戸愛知県館「森の劇場」(虫の目編・森の一瞬編)(4)資料編(踊る指南鉄塔,森の繭,万博開催都市・地域連盟会議,交通アクセス)(5)フォトアルバム(写真版)

〈第1話〉二人目の女〈第2話〉永遠の別れ〈第3話〉夢の宮中

AV.8 標準番号(または代替番号),入手条件に関する事項

- AV.8.0 通則
- AV.8.0.1(書誌的事項) 記録すべき書誌的事項と、その記録順序は次のとおりとする。
 - ア) ISBN
 - イ) ISSN
 - ウ) その他の代替番号
 - エ)入手条件・定価

AV.8.1 標準番号(または代替番号)

- AV.8.1.1(標準番号(または代替番号)とするものの範囲) ISBN, ISSN などの国際標準番号, および, その代替となる発売番号。ISBN は, 日本図書コードのうち ISBN の文字を冠した部分 およびその他の国で付与された ISBN。ISSN は, 本タイトルとみなしたタイトルに ISSN ネット ワークが付与する ISSN。
- AV.8.1.1A 記述対象資料がセットものに属し、それぞれに標準番号(または代替番号)があるときは、個々の出版物に対する番号を最初に記録し、次にセット全体に付与された ISBN を「set」と付記して記録する。

AV.8.1.1B 記述対象資料に表示されている書誌的来歴を示す標準番号または発売番号は記録しない。必要な場合は注記する。

2005年6月出版の頒布者:ユニバーサルミュージック (UPBH9088-111)

AV.8.1.2(記録の方法) ISBN は、ハイフンで区切った形で記録する。ISSN は、8 桁の数字を 4 桁ずつハイフンで区切った形で記録する。不正確な番号が記述対象に表示されている場合はエラーコードとして記録し、正しい番号が判明すればこれを記録する。

4-8204-8206-8

0027-9135

その他の標準番号等は情報源の表示のままに記録する。ただし、情報源の表示形が妥当でないときは、適切な形に訂正して記録する。

8.550081

AVCD-10532 (情報源の表示: AVCD10532)

AV.8.1.2A 記述対象資料が 2 以上の部分からなり、各部分に対応する個々の標準番号および発売番号が表示されているときは、それぞれの番号をすべて記録する。

記述対象資料全体に対応する番号と各部分に対応する個々の番号が表示されているときは, 各部分に対応する番号に続けて,全体に対する番号を記録する。

4-88787-110-4

SSCX-10086 (情報源の表示: SSCX-10086~7)

SSCX-10087

PDF-3511

PDF-3512

PDF-3513

PDS-1040

AV.8.3 入手条件・定価

AV.8.3.1(**記録するものの範囲**) 記述対象資料の定価(税込価格)およびその資料の入手可能性を示す語句もしくは数字による表現。情報源以外からでも、容易に価格が判明するときは記録する。税込価格がなく本体価格が表示されているときは、本体価格を記録する。

出版されてから5年以上たつ資料の価格は、原則として記録しない。

AV.8.3.2(記録の方法) 価格の数字に「円」を付加して記録する。定価と特価の双方があるときは、定価を記録する。

2500 円

貸出(レンタル)用、非売品等は、その旨を記録する。

非売品

レンタル用

(書誌調整課データ標準係)

国立国会図書館「日本目録規則 1987 年版改訂 2 版 第 2 章 図書」国内刊行洋図書適用細則の改訂について

本誌 No.119(2004.11.1)に掲載しました「国内刊行洋図書適用細則」を次のように改訂し、 平成 18 年 4 月から適用しています。(改訂箇所は下線部分)

改訂前	改訂後
2.0.2.3A 複数の集合単位があるときは,書誌階層において上位レベルのものから順次記録する。	2.0.2.3A 複数の集合単位 <u>もしくは構成単位</u> が あるときは,書誌階層において上位レベルのも のから順次記録する。 <u>上下関係にないとき,関</u> 係が不明のときは,表示順に記録する。
2.0.6.6 (誤記,誤植) 書誌的事項の明らかな 誤りは,表示形のあとに「[i.e.]」 と正しい形を補記する。1語の誤りの場合は角が っこの前にスペースを置かない。 Japan's greenhouse gas inventry [i.e. inventory] 1990-2000 Japan's greenhouse gass inventry [i.e. gas inventory] 1990-2000	2.0.6.6(誤記,誤植) 書誌的事項の明らかな 誤りは,表示形のあとに <u>1文字スペースを空けて「[i.e.</u>]」と正しい形を補記する <u>(2.7.3.0ア)参照]</u> 。 Japan's greenhouse gas inventry [i.e. inventory] 1990-2000 Japan's greenhouse gass inventry [i.e. gas inventory] 1990-2000
2.1.1.2B 情報源にタイトルの表示がなく,目次 等その図書中から決定した本タイトルは補記する。また,図書中のどこにもタイトルの表示がないときは,適切な情報源による本タイトルか,目録担当者が決定した簡潔で説明的な本タイトルを補記する。	2.1.1.2B 所定の情報源にタイトルの表示がない場合は、目次や外箱等に表示されているタイトルを本タイトルとして補記し、その情報源を注記する。また、図書中のどこにもタイトルの表示がないときは、適切な情報源による本タイトルか、目録担当者が決定した簡潔で説明的な本タイトルを補記し、その情報源を注記する(2.7.3.1 ア)参照)。
2.1.4.1 (タイトル関連情報とするものの範囲) タイトル関連の情報。本タイトルに対するもの以外に,並列タイトルや,図書中の各著作のタイトルに対するものもある。(略)	2.1.4.1(タイトル関連情報とするものの範囲) タイトル関連の情報。本タイトルに対するもの 以外に,総合タイトルのない場合の各著作のタ イトルに対するものもある。(略)
2.1.6.2(記録の方法) 情報源に表示されているままに記録するが,大文字の使用法および ISBD区切り記号以外の句読点の使用法は,当該言語の慣行に従う(2.0.6.3 参照)。数字はアラビア数字とする(2.0.6.4 参照)。可能な部分は『英米目録規則第2版』の略語表で定められた略語を用いる(2.0.6.1A参照)。数詞はアラビア数字に置き換える。西暦年の省略形は完全形に直して記録する。アラビア数字が連続するときは,必要に応じてハイフンを入れる。v. 2(情報源の表示:volume II)v. 1(情報源の表示:first volume) 2003-2(情報源の表示:2003 2) 2004(情報源の表示:'04)	2.1.6.2(記録の方法) 情報源に表示されているままに記録するが、大文字の使用法およびISBD 区切り記号以外の句読点の使用法は、当該言語の慣行に従う(2.0.6.3 参照)。数字はアラビア数字とする(2.0.6.4 参照)。可能な部分は『英米目録規則第2版』の略語表で定められた略語を用いる(2.0.6.1A 参照)。数詞はアラビア数字に置き換える。西暦年の省略形は完全形に直して記録する。 v. 2(情報源の表示:volume II) 2004(情報源の表示:'04)

改訂前	改訂後
2.2.1.2(記録の方法) 所定の情報源に表示されているままに記録するが,大文字の使用法およびISBD区切り記号以外の句読点の使用法は,当該言語の慣行に従う(2.0.6.3参照)。数字および数詞はアラビア数字に置き換える。可能な部分は『英米目録規則第2版』の略語表で定められた略語を用いる(2.0.6.1A参照)。補記した事項は角がっこに入れる。情報源により版表示が異なるときは,顕著なものを記録する。(略)	2.2.1.2(記録の方法) <u>非適用</u>
2.2.1.2 別法 適用	2.2.1.2 別法 所定の情報源に表示されているままに記録するが、大文字の使用法およびISBD区切り記号以外の句読点の使用法は、当該言語の慣行に従う(2.0.6.3 参照)。数字および数詞はアラビア数字に置き換える。可能な部分は『英米目録規則第2版』の略語表で定められた略語を用いる(2.0.6.1A参照)。補記した事項は角がっこに入れる。情報源により版表示が異なるときは、顕著なものを記録する。 Rev. ed.(情報源の表示:Revised Edition)
2.4.1.2(記録の方法) (略) 町村名は,都道府県名を付記する。「都」「府」 「県」にあたる名称は,それぞれ「-to」「-hu」 「-ken」に統一する。「町」「村」「都」「府」「県」にあたる名称が省略されている場合は,それぞれ 「-mati」「-mura」「-to」「-hu」「-ken」を付加する。 Hayama-machi (Kanagawa-ken)(情報源の表示: Hayama-machi) Oarai-mati (Ibaraki-ken)(情報源の表示: Oarai) Tokai-mura (Ibaraki-ken)(情報源の表示: Tokai, Ibaraki) (略)	2.4.1.2(記録の方法) (略) 町村名は,都道府県名を付記する。「町」「村」 「都」「府」「県」にあたる名称は,それぞれ「-mati」 「-mura」「-to」「-hu」「-ken」に統一する。「町」「村」 「都」「府」「県」にあたる名称が省略されている場合は,それぞれ「-mati」「-mura」「-to」「-hu」 「-ken」を付加する。 Hayama-mati (Kanagawa-ken)(情報源の表示: Hayama-machi) Oarai-mati (Ibaraki-ken)(情報源の表示: Oarai) Tokai-mura (Ibaraki-ken)(情報源の表示: Tokai, Ibaraki) (略)

改訂前	改訂後
2.5.1.2G 本文の一連のページ付に入っていな い図版があるときは,本文のページ数のあとに スペースを1文字空けて,そのページ数または 枚数を記録する。(略) 548 p. 10 leaves of plates 115, 29, 202 p. 23 leaves of plates 25 leaves of plates 107 p. 100 p. of plates	2.5.1.2G 本文の一連のページ付に入っていない図版があるときは、本文のページ数のあとにコンマで区切って、そのページ数または枚数を記録する。(略) 548 p., 10 leaves of plates 115, 29, 202 p., 23 leaves of plates 25 leaves of plates 107 p., 100 p. of plates
2.5.3.2B高さが 10cm未満のものまたは豆本と表示がある 図書は,センチメートルの単位で小数点 1 桁まで記録する。 9.5 cm.8.0 cm.	2.5.3.2B 高さが10cm 未満の図書は,センチメートルの単位で小数点1桁まで記録する。 9.5 cm. 8.0 cm.
2.6.6.2(記録の方法) 所定の情報源に表示されているままに記録するが,大文字の使用法およびISBD区切り記号以外の句読点の使用法は,当該言語の慣行に従う(2.0.6.3 参照)。可能な部分は『英米目録規則第2版』の略語表で定められた略語を用いる(2.0.6.1A参照)。数字は原則としてアラビア数字とする。ただし,識別のために二様以上の数字を用いる必要があるときは,そのままの形で記録する。アラビア数字が連続するときは,必要に応じてハイフンを入れる。 v. 1-2(情報源の表示:volume 2)	2.6.6.2(記録の方法) 所定の情報源に表示されているままに記録するが,大文字の使用法および ISBD 区切り記号以外の句読点の使用法は,当該言語の慣行に従う(2.0.6.3 参照)。可能な部分は『英米目録規則第2版』の略語表で定められた略語を用いる(2.0.6.1A 参照)。数字は原則としてアラビア数字とする。v. 1(情報源の表示:volume)
2.7.3.0(下記の特定事項に属さない注記) (略) イ)著作の様式および言語に関する注記 (1)著作の様式に関するもの (略) (2)言語に関するもの (略)	 2.7.3.0(下記の特定事項に属さない注記) (略) イ)言語および著作の様式に関する注記 (1)言語に関するもの (略) (2)著作の様式に関するもの (略)
 2.7.3.1(タイトルに関する注記) ア)情報源によってタイトルの表示が異なるときは,記録しなかったタイトルとその情報源または記録したタイトルの情報源を注記する(2.1.1.1E参照)。 Title on spine: IPAC 2000. Title on colophon: 「HIV 感染症の治療に関する研究」班研究報告書 Title from p. 1.(1ページを情報源とみなした場合) 	 2.7.3.1(タイトルに関する注記) ア)情報源によってタイトルの表示が異なるときは,記録しなかったタイトルとその情報源または記録したタイトルの情報源を注記する(2.1.1.1E 参照)。 Title on spine: IPAC 2000. Title on colophon: 「HIV 感染症の治療に関する研究」班研究報告書 Title from colophon. 所定の情報源以外からタイトルを記録したときは,その情報源を記録する(2.1.1.2B参照)。 Title from p. 1.(1ページを情報源とみなした場合)

改訂前	改訂後
2.7.3.5 (形態に関する注記) (略) エ)装丁 複数の事項を注記するときは,図書本体に関する事項から記録する。 革装 Bound in leather. ルーズリーフ Loose-leaf. おもに図 Chiefly ill. 和綴・和装本 Bound in Japanese style. 箱入・外箱入・ホルダー入・袋入 In case. (区別する必要があれば,folder,portfolio等具体的な形態名を用いる)	2.7.3.5 (形態に関する注記) (略) エ)装丁 複数の事項を注記するときは,図書本体に関する事項から記録する。 革装 Bound in leather. ルーズリーフ Loose-leaf. おもに図 Chiefly ill. 和綴・和装本 Bound in Japanese style. ハードカバー Hardcover. 箱入・外箱入・ホルダー入・袋入 In case. (区別する必要があれば,folder,portfolio等具体的な形態名を用いる)
	G SCHTHIS GNO IN CANAL CANAL CANAL

(書誌調整課データ標準係)

国立国会図書館件名標目表(NDLSH)のテキストデータの 実験的提供をはじめました

国立国会図書館件名標目表(以下「NDLSH」)は、国立国会図書館の書誌データ作成業務において作成維持している統制語彙集です。平成 16 年度からはシソーラス化によってデータの充実を図り(注)、NDL-OPAC(国立国会図書館蔵書検索・申込システム)での利用をはじめとして、主題アクセスの主要な手段となっています。

NDLSH データの内容は、国立国会図書館ホームページに PDF ファイルで掲載していますが、このたび、NDLSH データの活用の可能性を拡げ、また、電子的なツールとしてより有効な提供方式を探ることを目的として、テキスト形式のファイルによる実験的提供を開始しました。

提供するファイルは、国立国会図書館ホームページに掲載している NDLSH2005 年度版の全件 データを TSV (Tab Separated Value)形式のテキストファイルとしたものです。平成 18 年 4 月以降の追録は含まれません。

NDLSH テキストデータの提供にあたっては、国立国会図書館書誌部書誌調整課あてに申請書を提出していただきます。また、データの利用については、非営利の研究目的に限定させていただくほか、研究成果の発表・公表にあたっての注意事項があります。

平成 18 年 9 月 1 日から、国立国会図書館ホームページ上に、提供条件、テキストデータのサンプルおよびデータ提供の申請書式を掲載しております。データの提供を希望される方は、「国立国会図書館件名標目表」のページ < http://www.ndl.go.jp/jp/library/data/ndl_ndlsh.html > にて詳細をご確認のうえお申し込みください。

(書誌調整課データ標準係)

 $^{(\pm)}$ 「国立国会図書館件名標目表の改訂について」『全国書誌通信』No.118, 2004 年 6 月,p13-14. 国立国会図書館書誌部編『件名標目の現状と将来』(第 5 回書誌調整連絡会議記録集)国立国会図書館書誌部,2005. http://www.ndl.go.jp/jp/library/data/pdf/renrakukaigi16.pdf を参照。

問合わせ先

国立国会図書館

(ホームページアドレス http://www.ndl.go.jp)

書誌部書誌調整課総括係

電 話 03 (3581) 2331 内線 (25111)

全国書誌通信 (不定期刊)

No.125 2006年11月30日発行

編集・発行 国立国会図書館書誌部書誌調整課 〒100-8924 東京都千代田区永田町 1 - 10 - 1 *この刊行物は再生紙を使用しております